

こんにちは！HELLO! 안녕하세요!

頼れるあなたの法律家

下川原行政書士事務所です

行政書士とは？

行政書士とは、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む）その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを業とする者をいいます。行政書士法（昭和26年法4号）という法律により、その資格と業務範囲が定められています。

◇ 業務内容 ◇

下川原行政書士事務所では、主に以下のような業務を取り扱っています。

- 外国人を呼び寄せたい方向け
 - ・在留資格認定証明書交付申請 (certificate of eligibility)
 - ・査証 (VISA) 申請書類の準備
- 日本にいる外国人およびその関係者の方向け
 - ・在留期間更新許可申請 (extension permit)
 - ・在留資格変更許可申請 (change permit)
 - ・在留資格取得許可申請 (acquire permit)
 - ・再入国許可申請 (re-entry permit)
 - ・資格外活動許可申請 (permission of activity outside qualification)
 - ・就労資格証明書交付申請 (certificate of authorized employment)
 - ・永住許可申請 (permission for permanent residence)
 - ・出頭申告 (在留希望) 手続 (special permission for residence)
 - ・国際結婚の婚姻手続・離婚手続、親子関係に関する手続
 - ・外国公文書等の翻訳 (certificate translation)
- 日本の国籍関係の手続
 - ・帰化許可申請 (naturalization permit)
 - ・国籍取得の届出手続
- その他の業務
 - ・遺言・相続手続
 - ・その他行政書士業務 株式会社などの法人設立支援、各種許認可取得、ワーキングオフの代行など
- 行政書士試験受験指導 行政書士試験受験に関する個別指導
その他社会貢献活動 成年後見人等の受任・新人行政書士のためのサポートなど

あなたにとって困ったことが無いのが私の一番の願いです。

しかし、もし困ったことがあれば、我が事務所「下川原行政書士事務所」を2カ所目としてお考えください。自信があるからこそ、「2番目」でいいのです！

下川原行政書士事務所 (Shimokawara Gyosei-shoshi Office)

〒252-0001

神奈川県座間市相模が丘 1-36-55

クリオ小田急相模原式番館 109号室

☎046-298-5350

e-mail: info@shimokawara-office.com

<http://www.shimokawara-office.com/>

【営業時間】

平日午前10時～午後6時（年末年始・夏季休暇除く）

相談等は要事前予約。事情により、平日夜間、または土日祝日等も対応いたします。

Office Hours: 9:00 am - 18:00 pm, Monday to Friday (Except Public Holidays)